

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成27年4月4日 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市茶が崎東方沖（琵琶湖南西部） 柳川三等三角点から真方位213°550m付近 （概位 北緯35°01.3′ 東経135°51.9′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、船外機を始動した際、火災が発生した。 ミニボート（船名なし）は、船体船尾部等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成27年4月20日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、全長3.25m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	船体船尾部及び船外機が焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者が、釣りの目的で貸船業者から借り受け、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、琵琶湖の南西部で漂泊して釣りを行った後、釣り場を移動しようと船外機を始動したところ、船外機の左側前部にある非常停止スイッチ付近から白煙が生じていることに気付き、その後、船外機の下方から火炎が立ち上がった。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に櫓を漕いで湖岸に向かいながら船外機及び延焼していた船体船尾部に湖水をかけたが、火勢が増したので湖に飛び込み、湖岸に泳ぎ着いたものの、同乗者が飛び込んだ際に右手に軽傷を負った。</p> <p>本船は、湖岸に流れ着き、住民の通報で駆けつけた消防署員によって鎮火が確認された。</p> <p>本船は、本事故後、機関製造業者が船外機を点検したところ、非常停止スイッチ用電気配線の一部が正規の位置に敷設されておらず、エンジンケースに接触して被覆がこすれ、電気スパークが発生したような痕跡が確認された。</p>
分析	本船は、船外機を始動した際に同機周辺から出火したことから、火災が発生したものと考えられるが、出火に至る状況を明らかにすることはできなかった。

<b>原因</b>	本事故は、本船が船外機を始動した際、同機周辺から出火したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>船舶所有者は、本事故後、管理する全船の予備の燃料タンクをプラスチック製から金属製に交換した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船外機の整備は、取扱説明書に従って確実に実施すること。</li></ul>